

第Ⅰ章

／町自治会の運営について

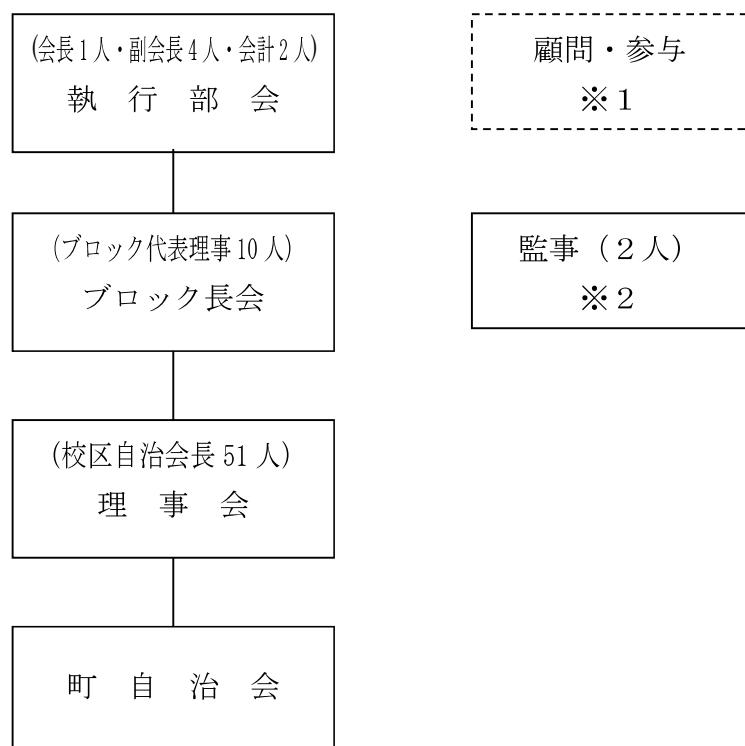
1. 豊橋市自治連合会

(1) 市民組織

戦前の町内会、部落会などの組織は昭和 22 年に公布された政令第 15 号で解散となりましたが、当時の統制経済下において町自治の円滑な運営には、これにかわるべき組織体の必要性が住民の間で生じ、いくつかの段階を経て、各町に自主的団体として、地域の福祉増進などのため、現在の町自治会制（町総代表制）が組織されました。

この町自治会制は、あくまで住民の自由意志により発足されたものであり、組織として統一された目標の実現に向けて、各地域の特色や実情に適した事業を行うほか、必要に応じて行政機関との連絡協調など「豊橋市自治連合会理事会」の承認、同意を経て協力・実施しています。

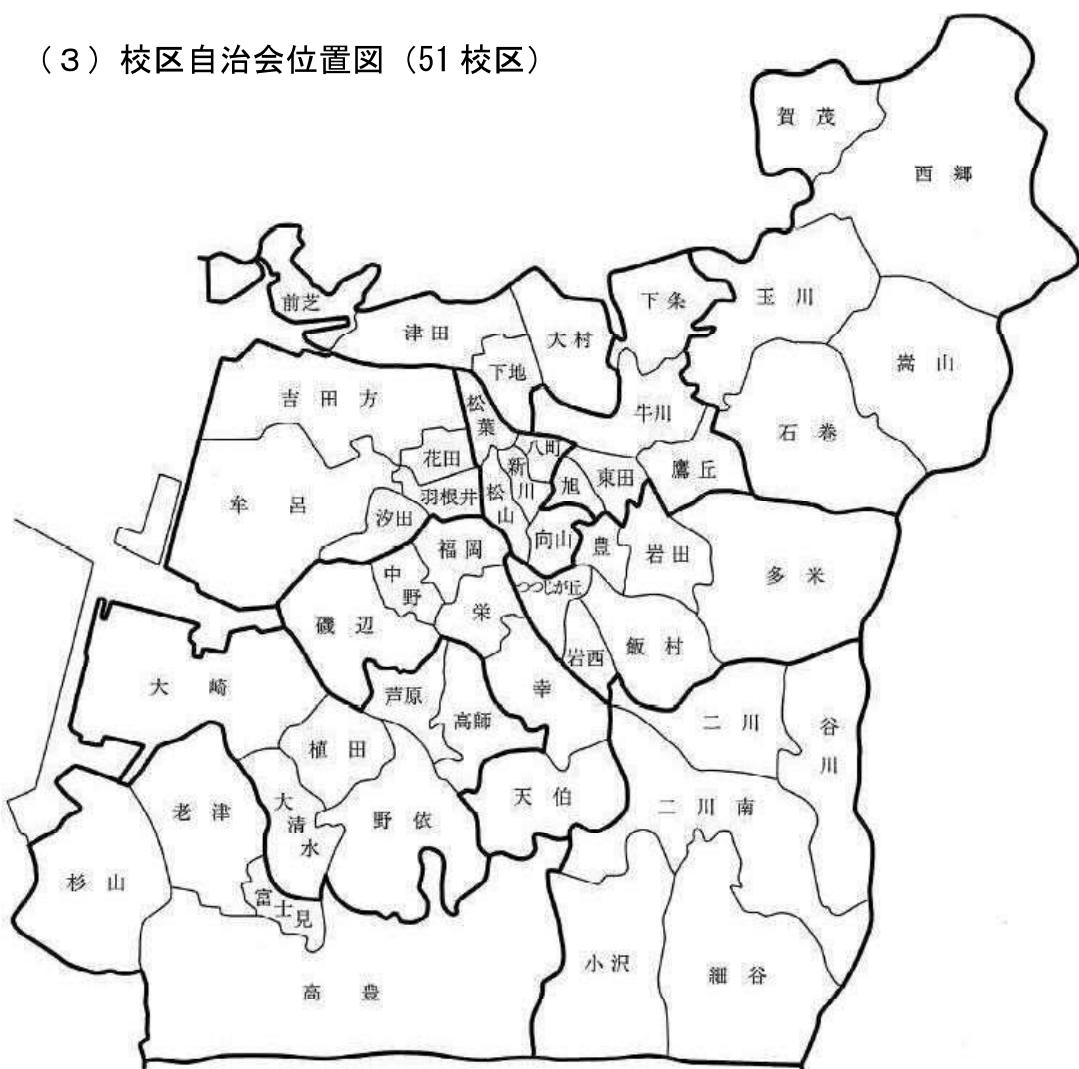
(2) 豊橋市自治連合会組織図



- ※1 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席し意見を述べることができます（自治連合会規約 第7条）。ただし、議決権はありません。
- ※2 監事は、会長、副会長及び会計と兼ねることができません（同 第5条）。

2019.5.17

(3) 校区自治会位置図 (51 校区)



(4) 校区自治会ブロック (10 ブロック) ブロック長選出数 (10 名)

区块名	理事数	選出人数	校区名
第1区块	5	1	石巻・西郷・玉川・嵩山・賀茂
2 ツ	5	1	東田・旭・牛川・下条・鷹丘
3 ツ	6	1	岩田・豊・多米・岩西・つつじが丘・飯村
4 ツ	5	1	八町・松葉・松山・新川・向山
5 ツ	5	1	二川・二川南・谷川・小沢・細谷
6 ツ	4	1	富士見・高農・老津・杉山
7 ツ	6	1	福岡・榮・中野・磯辺・天伯・幸
8 ツ	6	1	高師・芦原・大崎・植田・野依・大清水
9 ツ	5	1	花田・羽根井・吉田方・牟呂・澤田
10 ツ	4	1	下地・大村・津田・前芝

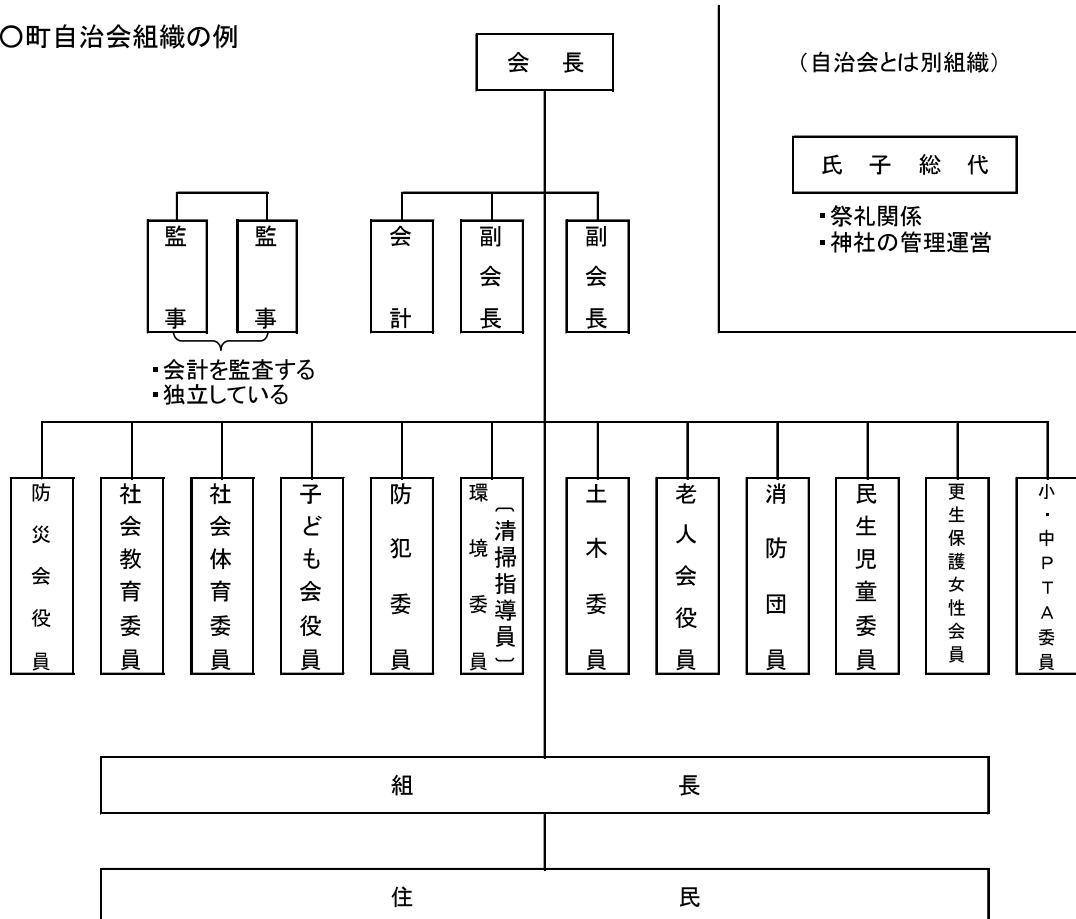
2. 町自治会の組織

町自治会は、『安全・安心・緑の多い豊かな住み良いまちづくり』『透明性のある開かれたコミュニティ活動』『地域コミュニティの充実』を目指し、その役割を認識しつつ、住民の親睦、連帯、共通課題の解決などの事業を企画し実行します。また、事業の企画・実施においては、町自治会長や各役員に依存したり、負担を強いることなく、町自治会を構成するすべての住民が分担し協力して推進しなければなりません。

町自治会はさまざまな特色ある事業を行っています。会員の中で自主的、民主的に役割分担することで、さらなる地域活動の拡大や町自治会組織の発展・強化につながります。

町自治会の事業として、主なものは①交通安全対策、②防犯・防災活動、③清掃活動、④夏祭りなどの親睦行事、⑤子ども会・老人会などの交流・育成事業などとなっています。

○町自治会組織の例



※一般的に「三役」は会長・副会長・会計を、「役員」は組長以上を指しますが、異なる地域もあります。また、各種委員会等の位置付けなど、組織の構成も地域によって異なっています。

3. 町自治会会員名簿（町籍簿）

（1）会員名簿

自治会活動を円滑に行っていく上で、会員の氏名や住所・年齢などの情報を把握することがありますが、これらは個人情報として慎重に取り扱わなければなりません。特に、不必要的情報を取得・保有しない、情報の管理・持ち出しに当たっては漏えい対策を施すなど、十分に注意を払う必要があります。

次ページに自治連合会事務局が作成した会員名簿（様式）を掲載しています。この名簿は希望する自治会に配付していますので、必要な場合は自治連合会事務局（市民協働推進課内／電話 51-2482）へ連絡してください。なお、町自治会独自の様式を使用する場合は、必要な情報のみを取得し、取り扱うようしてください。

（2）様式

表面：住所・氏名などの記入欄になっています。職業など、自治会で必ずしも保有する必要がない情報を取得することは、個人情報保護の観点から好ましくありません。家族の不在時に火災が発生したとき、高齢者の単身世帯で問題が生じたときなど、緊急時連絡先の必要性が想定される場合は、備考欄に勤務先や親族の方の電話番号などを記入してもらうことで対応してください。

裏面：自治会が保有する個人情報の保護について、情報の利用目的や注意事項が記載されていますので、参考にしてください。

（3）収集方法

自治会が個人情報を保有することに対し、懸念を抱く住民がいることも考えられます。そこで、会員名簿を回収する際には、住民の信頼を得られるように町自治会長が直接回収する、外から見えないように封筒に入れて回収するなどの工夫により、個人情報保護に努める姿勢を明確にするとよいでしょう。

※15 ページ「4. 個人情報保護」を参照。

取扱注意

町自治会会員名簿

記入日： 年 月 日

住所	豊橋市	町 丁目	組		
			電話		
氏名	性別	生年月日			備考（緊急時の連絡先）
フリガナ		T・S・H・R	年	月	日
世帯主：					
フリガナ		T・S・H・R	年	月	日
フリガナ		T・S・H・R	年	月	日
フリガナ		T・S・H・R	年	月	日
フリガナ		T・S・H・R	年	月	日
フリガナ		T・S・H・R	年	月	日
フリガナ		T・S・H・R	年	月	日

2020.7.3

*世帯員に異動（出生・死亡など）があったときは、町自治会長又は役員までお知らせください

*本名簿の使用用途及び個人情報保護に関する取扱いについては、裏面をご覧下さい

_____自治会が保有する個人情報の保護について

1、保有する個人情報と目的。

(1) 本町自治会は住民の福祉増進と相互の親睦を図り、明るく住みやすい地域づくりを目的として自治会活動を行っています。この目的を達成するために次のとおり皆さんの個人情報を収集し、保有しています。

① 住所

② 氏名

③ 性別

④ 生年月日

⑤ 電話番号

⑥ 緊急時の連絡先

(2) 利用目的は次のとおりです。

- ・会員相互の親睦
- ・成人式や子ども会行事など町自治会で行う行事の案内をはじめ、当該対象者の確認など町自治会の行事等に関する連絡調整
- ・国、愛知県、豊橋市その他公共的団体の事務の依頼に係る連絡調整
- ・行政情報の活用及び行政との連絡協議

2、特定の利用目的以外に、皆さんの個人情報を利用することはありません。

3、個人情報の取扱には細心の注意を払い、外部への情報漏えい防止について徹底した管理に努めます。

4、次のような場合には、事前の同意なく外部に個人情報の提供をする場合があります。

救急・災害等人命又は財産保護にかかる場合並びに表彰等の推薦など本人の利益につながる場合及び防災、防犯、児童健全育成、民生関連その他住民福祉の向上に資すると認められるときに、豊橋市などの公的な機関に情報提供する場合があります。

○通常業務の範囲内における個人情報の利用について

皆さんの個人情報は、個々に例示したとおり、町自治会内の各種行事に代表される親睦や連絡調整及び防災、防犯のような生活の安全・安心の確保に限って利用されます。

個人情報保護法に準じ、ここで示した「利用目的の特定、目的を超えた利用の原則禁止」のルールを厳密に守ってまいります。

4. 個人情報保護

(1) 個人情報保護の必要性

ア. 個人情報とは

- ・個人が識別される情報であって、プライバシーの概念より広い

イ. 個人情報保護の必要性

- ・背景：高度情報通信社会の進展と個人情報保護意識の高揚
- ・プライバシーの保護と自己情報のコントロール

ウ. 個人情報保護法などの整備

- ・民間：個人情報保護法
- ・国：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・地方公共団体：豊橋市個人情報保護条例

(2) 個人情報を取り扱う際の留意点（法令に定める原則）

ア. 保有の制限

本人から取得することを原則とし、利用の目的に必要な範囲内の保有（取得、作成維持、管理）とすること。利用目的を達成した場合は、速やかに廃棄又は消去すること。

イ. 利用目的の明示

原則として、あらかじめ、本人に対し利用目的を明示するとともに、本人の同意なしに利用目的以外に利用又は提供しないこと。

ウ. 正確性の確保

利用目的の範囲内で、正確性の確保に努めること。

エ. 安全性の確保

漏洩、滅失又は毀損の防止など適切な管理に必要な措置を講じること。
ろうえい めつしつ きそん

オ. 透明性の原則

自己情報のコントロール（開示・訂正・利用停止請求権）を尊重すること。

(3) 個人情報保護法制と町自治会

ア. 個人情報保護法の適用について

改正個人情報保護法が平成29年5月30日より施行され、取り扱う個人情報の多少にかかわらず、すべての事業者（自治会等を含む）に個人情報保護法が適用されることになったため、町自治会は集めた個人情報を適切に取り扱わなければなりません。

(4) 自治会活動における個人情報の保護について（名簿などの取扱い）

ア. 自治会活動に伴う名簿などの作成の可否

町自治会の活動に際して各種名簿などを作成するために個人情報を取得することは、個人情報保護法制（法律、条例など）が個人情報を特定の利用目的の範囲内で保有し、利用などすることを前提に整備されているとおり、その作成が制限されるものではありません。

イ. 本人取得が原則

個人情報の取得は、本人の同意に基づく本人取得が原則です。

※ただし、人の生命や財産の保護のために必要な場合は除きます。

ウ. 町自治会名簿として取得する個人情報

自治会活動を行うため必要な範囲で個人情報を取得します。

○取得に当たっては、当該本人に対し利用目的を明示します。

エ. 町自治会名簿の利用目的（標準的な町自治会規約の例から）

○保有する個人情報は、目的達成の範囲内（自治会活動）に限ります。

○本人の同意を得ず、外部提供することはできません。

（参考：利用目的の例示）

- ・会員相互の親睦
- ・町自治会の行事などに関する連絡調整
- ・国や県、市及びその他公共的団体からの事務依頼に係る連絡調整
- ・行政情報の活用及び行政との連絡協議
- ・その他、町自治会の活動や組織運営などに必要な場合

オ. 個人情報を取り扱う人の義務

○町自治会名簿などで個人情報を取り扱う全ての人、又は過去にそのような立場にあった人は、知り得た個人情報を保護する義務があります。

○知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはいけません。

○責任を明らかにするため、可能な限り、名簿（個人情報）を取り扱う人を特定しておくことが必要です。

○必要以上に名簿（個人情報）をコピー・複製してはならず、配布したり、回覧したりすることも厳禁です。

○名簿（個人情報）は書庫等に保管し、施錠するなど安全面での対策が必要です。

5. 「町自治会規約（会則）」の作り方

規約（会則）は、自治会活動の基本となる「取り決め」です。
会員の合意が得られ、地域の実情にあった規約を作りましょう。
一般的なものとして、以下に一例を示しました。各町自治会の状況に応じて
条文など内容を変更することも可能です。

見 本

○○町自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、○○町自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を○○
に置く。

(区域及び会員)

第2条 本会は、○○町自治会の区域の各世帯に居住する者をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、住民の福祉増進と相互の親睦をはかり、明るく住みよい地域
社会づくりを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること
- (2) 会内外の各種団体との連絡調整に関すること
- (3) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関すること
- (4) 所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関すること
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

2 前項の事業執行のため、必要な委員をおくことができる。

(役員)

第5条 本会に役員を置き、総会において選出する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) 会計 ○人

- | | |
|---------|----|
| (4) 監 事 | ○人 |
| (5) 委 員 | ○人 |
| (6) 組 長 | ○人 |

(任務)

- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示を受け、出納全般をつかさどり、総会において会計報告をし、承認を求める。
- 4 監事は、本会の会計事務を監査し、その結果を総会において報告する。
- 5 委員（子ども会委員、社会体育委員など）は、担当部門の事業を運営する。
- 6 組長は、組を代表して本会の運営に参加し、通知事項を会員に伝達する。

(任期)

- 第7条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

- | |
|-----------|
| (1) 総 会 |
| (2) 役 員 会 |

(総会)

- 第9条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年○回、会長が招集し、次の事項を審議決定する。
- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の改廃
- (5) その他重要事項
- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要請があったとき臨時総会を招集することができる。
- 4 総会は、会員の○分の○（委任状を含む）以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。

(役員会)

第10条 役員会は、本会の執行機関であって、本会の具体的な運営方針を決定し実施するため、必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第11条 本会の経費は、町費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 町費は、1世帯につき月額○○円とし、組長が徴収の上、会計に納入する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、○○(内規等)において定める。

附 則

この規約は、() ○年○月○日から施行する。

6. 「集会所運営規約」の作り方

集会所は、会員の共有財産であることから、運営管理の方法を明確にするとともに、使用基準などを利用者に理解してもらうことが必要です。また、豊橋市地域集会所補助金（建設費・耐震改修費）を受ける場合、運営規約の提出が必要となることから、施設ごとに運営規約を作成することが望ましいと考えます。

一般的なものとして、以下に見本を示しました。各町自治会の状況に応じて条文など内容を変更することも可能です。

見 本

○○町自治会集会所運営規約

(設置)

第1条 ○○町自治会（以下「本会」という。）は、豊橋市・・・・・・・〇番〇号に○○町自治会集会所（以下「集会所」という。）を置き、これを管理運営する。

(目的)

第2条 この集会所は、本会会員（以下「会員」といい、同居の親族を含む。）の福祉増進、教養文化の向上、相互の親睦及び町自治会区域の各種の会合、集会等に使用する。

(使用者の範囲)

第3条 この集会所を使用する場合の使用者の範囲は、次の通りとする。

- (1)本会の事業、行事、自治活動等に参加する会員
- (2)会員有志が発起する会合等に参加する会員
- (3)その他本会が必要と認める者

(使用の許可)

第4条 この集会所の使用を希望する者は、事前に使用許可申請書を提出し、町自治会長の許可を受けなければならない。

(不許可の場合)

第5条 次の各号のいずれかに該当するとき、町自治会長は、集会所の使用を許可しない。

- (1)秩序または風俗を乱すおそれがあるとき
- (2)集会所の施設、備品等を汚損または損傷するおそれがあるとき
- (3)管理上支障があるとき
- (4)その他町自治会長が不適当と認めるとき

(遵守事項)

第6条 この集会所の使用者その他の入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)使用許可以外の室、備品等を使用しないこと
- (2)騒音を発するなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (3)使用時間を厳守すること
- (4)その他集会所の運営上不適当な行為をしないこと

(使用者の義務)

第7条 この集会所を使用する者は、善良なる管理者の注意義務を負い、便宜上集会所の備品等を移動させたときは、使用後これを原状に復さなければならない。

(損害の弁償)

第8条 この集会所の使用者が集会所の施設、備品等を損傷または滅失したときは、その損害についての応分弁償をしなければならない。

(賛助金)

第9条 この集会所を使用する者は、集会所の維持管理に必要な経費を賛助金として、以下の区分に従い、納付するものとする。ただし、町自治会長が認めた場合は、この限りでない。

賛助金

施設区分	9時～12時	12時～17時	17時～21時
全 館	円	円	円
大 会 議 室	円	円	円
・ ・ ・	円	円	円
電 気 料	円	円	円
冷暖房料	円	円	円

(その他)

第10条 その他必要な事項は、○○において定める。

附則

この規約は、() ○年○月○日から施行する。

7. 会議の進め方

(1) 会議の必要性

自治会活動を行う際には、行事の企画や様々な物事を決定するために会議を持たなければならないことがあります。特に役員会議などでは、隣近所の見知った者同士で行う気軽さから、馴れ合いになる危険性が潜んでいます。会議の場で決定したことは、町自治会全体に影響を与える案件も多くあることを認識し、慎重にすすめる必要があります。また、会議は、問題が生じたときや間違いを発見した場合に議題とすることで公平な話し合いができるなど、役員の負担軽減にも繋がります。各自治会が抱える課題などは積極的に会議の場で議論していくことが重要です。

(2) 態勢の整備

会議は案件ごとに出席対象者や定数などが異なります。会議の成立要件や議決の要件をあらかじめ決定するとともに、円滑な議事進行のため、発言を挙手制で行うなどのルール作りや役割分担などを行っておくと良いと思われます。

(3) 事前の準備

出席対象者には、会議の開始日時及び終了予定時間、議案などを1週間以上前に知らせ、事前に出欠の確認を行うことが望ましいです。また、進行を担当する司会者は、あらかじめ、大まかな時間配分を行い、会議が順調に進むように計画しておくと進行が楽になります。

(4) 会議の進め方

- ア. 出欠の確認をし、会議成立要件を満たしているかを確認する。
- イ. 司会者は、できるだけ全員の発言を引き出すように声を掛け、話し合いに全員が参加できるようにすることで、少数意見や主張が強い意見などが影響しないように配慮することが大切です。
- ウ. 会議中は、個人同士で話すことがないよう進行に気を配ったり、出席者全員に対して発言できるよう配慮したりすることが大切です。
- エ. 意見が分かれ、結論がまとまらないときは、自治会長など役員が自ら采配を振るい決定が必要です。
- オ. 会議記録は、後に疑義を生じさせないためにも、その都度残し、誰もが閲覧できるようにしておくことが望まれます。

8. 議事録

会議で使用できる議事録の例を以下に示しますので、参考にしてください。

議事録は、保管場所と管理者を明確にし、閲覧を希望する会員が望めば、いつでも閲覧できるようにしておくことが望ましいです。

会議で使用した資料は、一緒に綴じておくと便利です。



年　月　日　午前・午後　　：　～午前・午後　　：

会議名 _____ 筆記者 _____

会場 _____

出席者（出席：　　人、欠席：　　人、定数：　　人）

議案 _____

議決事項：

賛成 _____ 人・反対 _____ 人　結果：可決・否決

議案

議決事項 :

賛成 _____人・反対 _____人 結果 : 可決・否決

議案

議決事項 :

賛成 _____人・反対 _____人 結果 : 可決・否決

次回開催予定

年 月 日 午前・午後 : ~午前・午後 :

会場 :

議案 :

9. 事業計画と事業報告

(1) 事業計画の必要性

自治会が年間を通して行う活動は多岐にわたります。広報紙の配布や回覧板の回付のような会員相互の連絡をはじめ、環境整備活動、親睦を深めるイベントなどの各種活動などは、会員の参加によって成り立つものですから、自治会は年度当初に事業計画を作成し、それを会員に周知する必要があります。

事業計画の明示は自治会活動の透明性の向上につながり、加入促進活動を行う際の一助にもなります。

年度が終了したときは、活動実績を反映した事業報告を作成し、事業計画と同様に会員に周知しましょう。

(2) 選挙運動、神社祭礼行事と自治会活動

自治会には、思想、信条を異にする住民が加入していますので、特定候補に対する選挙運動や神社祭礼行事などに自治会の名前で関わることは、好ましくありません。このことから、事業計画や事業報告には政治的活動や祭礼行事（神社、寺院等が関係するもの）を掲載するべきではありません。

特に祭礼行事に関しては、自治会とは独立した別組織である氏子総代などの組織によって執り行われるべきものです。

(3) 事業計画・事業報告の例

次ページに事業計画と事業報告の一般的な作成例を掲載しましたので、参考にしてください。

事業計画と事業報告は、自治連合会コミュニティ活動交付金の申請（報告）書類として提出する必要がありますので、町自治会名、場所など必要事項が網羅されているか確認した上で作成するとよいでしょう。

※45ページ「2. 自治連合会コミュニティ活動交付金」を参照。

○○年度○○○町自治会事業**計画**（例）

実施年月	事業計画内容	場所
○○年 4月	総会 ○○公園清掃	○○集会所 ○○公園
5月	校区球技大会 5 3 0 運動	○○小学校運動場 ○○町内
6月	地域資源回収	○○町内
7月	校区防災訓練 ラジオ体操	○○小学校 ○○公園
8月	○○町夏まつり	○○集会所
9月	校区運動会 敬老会	○○小学校運動場 ○○集会所
10月	5 3 0 運動	○○町内
12月	防火防犯パトロール	○○町内
○○年 1月	校区成人式	○○町内
3月	新旧役員申し送り	○○集会所
毎月第1土曜 毎週火・金曜 小学校登校日	役員会 ごみステーション立ち番 交通安全街頭立ち番	○○集会所 各ステーション ○○町内

2019.5.17

○○年度○○○町自治会事業**報告**（例）

実施年月日	事業実施内容	場所
○○年 4月 7日	総会	○○集会所
4月 21日	○○公園清掃	○○公園
5月 12日	校区球技大会	○○小学校運動場
5月 26日	530運動	○○町内
6月 2日	地域資源回収	○○町内
7月 13日	校区防災訓練	○○小学校
7月 20日～ 中止	ラジオ体操 ○○町夏まつり	○○公園
8月 12日	○○町夏まつり	○○集会所
9月 16日	敬老会	○○集会所
10月 27日	530運動	○○町内
12月 21日	防火防犯パトロール	○○町内
○○年 1月 12日	校区成人式	○○町内
3月 21日	新旧役員申し送り	○○集会所
毎月第1土曜 毎週火・金曜 小学校登校日	役員会 ごみステーション立ち番 交通安全街頭立ち番	○○集会所 各ステーション ○○町内
活動報告には実施日を記載		

2019.5.17

10. 会計の処理と予算・決算

(1) 会計処理の必要性

町自治会費等は町自治会に所属する会員の共有財産であり、常にその状況を把握し、なにより、透明性を確保しておく必要があります。年度の開始前には事業計画にあわせて予算を、年度の終了後には事業報告にあわせて決算を作成し、会員に周知しなければなりません。会計を正確に管理しておかないと、使途不明金が生じた時などに、会員から私用に支出したと糾弾される可能性があります。なお、町自治会長と会計も別の人間にすることが望ましく、定期的に監事や会員へ報告をすることで、より透明性を高めることができます。

(2) 選挙運動、神社祭礼行事との関係

予算は事業計画に、決算は事業報告に基づいて作成されるものですから、自治会活動として相応しくない政治的活動や祭礼行事に関する経費は計上されるべきではありません。

※26 ページ「(2) 選挙運動、神社祭礼行事と自治会活動」を参照。

また、自治会費（町費）という名目で集めた資金を、祭礼行事に関する経費として支出することは、これまでの判例から違法性を問われる可能性が高い行為だと考えられます。

※32 ページ「(2) 宗教活動との関係」を参照。

(3) 対応策

町自治会活動費と祭礼行事に関する経費とは厳格に会計を分けるべきであり、祭礼行事に関する経費は氏子総代などの組織が自治会費とは別に集め、支出することが適切です。また、町自治会活動費と祭礼行事に関する経費などは別の人が管理することが望ましいです。

(4) 予算・決算の例

次ページに予算・決算の作成例を掲載しましたので、参考にしてください。

会計年度の始まりをいつに置くかの決まりはありませんが、役員任期が4月から始まること、市からの交付金の算定基準日が4月1日になっていることを考慮すると、4月から翌年3月にすることが望ましいです。また、予算・決算は、自治連合会コミュニティ活動交付金の提出書類となるため、必要事項が網羅されているか確認した上で作成するとよいでしょう。

※45 ページ「2. 自治連合会コミュニティ活動交付金」を参照。

○○年度○○○町自治会予算書（例）

収入 円

支出 円 ○○年 月 日～

収入の部

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	説 明
1. 町 費	円	円	円	○○円×○○世帯分
2. 寄 付 金				
3. 補 助 金				交通安全街路灯維持費補助金○円等
4. 市 交 付 金				自治連合会コミュニティ活動交付金
5. 雜 収 入				預金利息○円等
6. 繰 越 金				前年度繰越金
合 計				

支出の部

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	説 明
1. 会 議 費	円	円	円	総会○円、役員会○円等
2. 事 務 費				
3. 環 境 費				清掃器材購入○円等
4. 防 犯 費				防犯灯電球取り替え○円等
5. 防 災 費				
6. 文 化 費				
7. 体 育 費				
8. 慶弔費				祝儀○円、香典○円等
9. 負 担 金				校区負担金○円等
10. 補 助・助成金				子ども会補助金○円等
11. 役員活動費				自治会長活動費○円等
12. 雜 費				
13. 予 備 費				
合 計				

2019.5.17

○○年度○○○町自治会決算書（例）

収入 円

支出 円

差引残額 円（次年度繰越） ○○年 月 日～

収入の部 ○○年 月 日迄

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	説 明
1. 町 費	円	円	円	○○円×○○世帯分
2. 寄 付 金				
3. 補 助 金				交通安全街路灯維持費補助金○円等
4. 市 交 付 金				自治連合会コミュニティ活動交付金
5. 雑 収 入				預金利息○円等
6. 繰 越 金				前年度繰越金
合 計				

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	説 明
1. 会 議 費	円	円	円	総会○円、役員会○円等
2. 事 務 費				
3. 環 境 費				清掃器材購入○円等
4. 防 犯 費				防犯灯電球取り替え○円等
5. 防 災 費				
6. 文 化 費				
7. 体 育 費				
8. 慶弔費				祝儀○円、香典○円等
9. 負 担 金				校区負担金○円等
10. 補助・助成金				子ども会補助金○円等
11. 役員活動費				自治会長活動費○円等
12. 雑 費				
13. 予 備 費				
合 計				

収支決算の監査にあたり、収入支出に伴う証拠書類、その他関係帳簿を審査した結果、整理は正確であり、その事務処理についても適正かつ正確であったことを確認しました。

○○年○月○日

○○○町自治会

監 事 ○ ○ ○ ○ 印

監 事 ○ ○ ○ ○ 印

2019.5.17

1.1. 自治会活動で生じる問題

(1) 政治・選挙との関係

自治会（町・校区）が、特定の政党や候補者などを推薦すること自体は、公職選挙法に違反するものではありません。しかし、自治会が政治活動や特定の候補者を推薦するなどの行為は、その地域住民の合意形成が難しく、推薦に同意できない会員から批判や異議が唱えられて問題に発展するおそれがありますし、自治会と行政の日頃の密接な関係からも十分注意をする必要があります。

会員に対して、自治会が推薦した候補者に投票するよう強要したり、特定の候補者の後援会などへの協力を強制したりすることはできません。また、政治家や候補者などが、選挙区内の人にお金や物を贈ること（例えば自治会の運動会、集会、旅行、お祭りなどへの寸志や飲食物の差入れなど）は、寄付行為にあたり法律で禁止されていますし、有権者から政治家や候補者などに対して寄付を要求することも禁止されています。

(2) 宗教活動との関係

各自治会では、役員として地元神社等の行事に参加したりするなど旧来からの慣習として継承されており、宗教的観念は極めて薄いと考えられます。

しかし、憲法により信教の自由が保障され、個々人によって宗教観が異なりますので、宗教関係の事業は自治会と分離して運営するようお願いします。

特に、会計処理については、市から自治連合会コミュニティ活動交付金をはじめとする各種補助金などを受けていることもありますし、明確に分離する必要があります。

【参考】

自治会の一般会計から神社への費用の支出（氏子社格割）につき、自治会費として一括徴収していたことが問題とされた事例（佐賀地裁H14. 4. 12）
→認可地縁団体である自治会につき、特定宗教関係費の支出を一般会計とは区別しないまま一括して区費を徴収する方法は、神社神道を信仰しない原告にとっては、事実上、宗教上の行為への参加を強制するものであり、原告の信教の自由ないしは信仰の自由を侵害し、違法である。

(3) 募金や寄付金などの取り扱い

自治会には、様々な募金や寄付金の依頼があります。

寄付や募金などの取扱いについては、各自治会で基本的な取扱基準を持ち、明確に示していく必要があります。

本来、募金や寄付金などは個人の意思によるものであり、世帯ごと金額を分担して徴収するものではありませんし、誰がどの程度の協力をしたかなどの募金・寄付金情報は、収集すべきではありません。また、個人から徴収するのが難しいからといって、純粋な自治会活動に必要な経費に当てるべき自治会費から支出することは望ましくありません。なお、募金や寄付金の徴収業務は、自治会ですべて引き受けなければならないものではありません。また、どうしても自治会の会計から支出しなければならない場合は、少なくとも、総会もしくは役員会などの決定を受ける必要があります。

(4) 組回覧・全会員配布

町自治会には、豊橋市をはじめ様々な団体から全会員配布や組回覧の依頼があります。豊橋市自治連合会を通して行われる依頼は、豊橋市からの自治連合会コミュニティ活動交付金の算出根拠のひとつになっているものであり、協力していく必要があります。

しかし、民間企業等から直接、各自治会に依頼される商品の広告などは、その全てが自治会活動の本来の目的に沿うものであるとは限りません。取り扱う必要はないと考えられる場合や判断に迷う場合は、事前に役員会などで検討し、回答することが適切です。

(5) 町自治会の区域

町自治会の区域は、隣接する町自治会同士で過去からの積み重ねによって確定してきたものです。区域の近くに新たに住居を構えた人が、隣の町自治会に入会したいと言った場合（親世帯が隣の自治会に所属している場合や区域外通学の児童が地域行事に参加する場合など）、関係する町自治会長や校区自治会長を交え、入会を検討することで、後々の問題を回避することに繋がります。

(6) 町自治会の新設・分離・廃止

町自治会を新設、分離、廃止することが必要となったときは、「町自治会設立及び廃止に関する事務取扱規程」(84ページ参照)を参考に、校区自治会長を交えながら話を進める必要があります。このような必要が生じたときは、早めに校区自治会長を通じて自治連合会事務局（市民協働推進課内／51-2482）に相談してください。

12. 加入促進

(1) 加入促進

自治会の会員は、その区域に住む全ての人が対象となり、例外はありません。よって、該当する自治会の区域に住む全ての人が参加して自治会活動を行うのが最も望ましい形態であるといえます。

(2) 未加入者への対応

アパート、マンションなどの建設や外国籍市民の増加に伴い、単身者及び核家族世帯が増えるとともに、そこに住む市民の意識も変化し、自治会に加入しない人が増えています。これら自治会未加入の人たちの声を聞いてみると、

1. 近所づきあいがわずらわしい
 2. 自治会役員になったり、自治会行事に参加したりするのがいやだ
 3. 夜遅く帰り、自宅では寝るだけだ
 4. 定住者ではない
 5. 共働きである
 6. 子どもがいない
 7. 高齢者世帯である
 8. 外国人世帯である
- など、様々な理由が挙げられています。

このような未加入者に加入を促すには、自治会の目的や事業を説明し、理解を深めることが基本であり、最も大切です。また、アパートなど集合住宅の未加入者に対しては、施設の管理会社や管理人を通じて自治会加入の必要性を話してもらうことも、ひとつの対応策であると考えます。

自治会に加入していない方であっても、ごみは出しますし、地域に管理を任せられている公園や公共施設などを利用することが考えられますし、自治会を中心となって活動を行っている交流事業などへ参加することもあります。1～6のようなケースでは、まずは自治会費だけでも納めてもらうように話すことをお薦めします。7のようなケースでは、自治会によっては高齢者世帯の会費を安くしたり、役員の定年制を設けたりしている地域があります。8のようなケースでは、市役所多文化共生・国際課に相談しながら加入につなげていくことができます。

自治会に加入しない理由は世帯ごとに異なり、個別の対応が必要で、時間も手間も要しますが、取り組んでいかなければならぬ重要な問題です。前向きに検討してください。加入促進策を検討している自治会に対し、自治連合会事務局（市民協働推進課内／51-2482）で相談を受け付けています。

(3) 自治会加入促進チラシの活用

- ア. 市外からの転入者に対し、「とよはしガイドマップ」などと共に市民課で配布しています。
- イ. 各自治会で未加入者に加入を勧めるときに使用できる資料として、自治連合会事務局（市役所西館4階 市民協働推進課内）で配布しています。チラシ裏面の連絡先欄に自治会長や組長などの連絡先を記入し、使用してください。

(4) 集合住宅等への対策

集合住宅の建設に伴う町自治会の設立に関する不動産会社からの相談や既存集合住宅の住民が町自治会に加入したいという相談は、自治連合会事務局（市民協働推進課内／51-2482）で対応しています。

13. 自治会の法人化（認可地縁団体）

（1）自治会の法人化

自治会は、法的には通常「権利能力なき社団」と位置づけられ、団体名義での不動産登記ができませんでした。そのため、地域集会所など保有不動産を自治会長などが個人名義で登記しなければならなかつたなど、財産上のさまざまな問題がありました。こうした問題を解決するため、一定の手続きを経たうえで自治会は、「地縁による団体」としての認可を受け、法人格（法律上の権利能力）を取得することができるようになりました。

（平成3年 地方自治法の一部を改正する法律の施行）

これにより、自治会名義での不動産登記などが可能となります。

（2）地縁による団体

地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体のことで、校区自治会や町自治会、組などもこれに該当します。

（3）法人格を得るための市長の認可

地縁による団体（町自治会等）が法人格を得るために市長の認可が必要で、認可後はその旨が告示され、第三者に対しても「地縁による団体が法人格を得た」ことを表明されます。

なお、認可を受けた地縁による団体は「認可地縁団体」と呼びます。

（4）認可の要件

ア. 法人化の目的

認可を受ける目的は、認可を受ける地縁による団体が、不動産などを団体名義で保有し、登記などができるようにすることにあります。したがって、現に不動産などを保有しているか、保有する予定であることが認可の前提となります。

イ. 認可の要件

- ①地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

- ②地縁による団体の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。規約は、目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められた内容とする必要があります。

(5) 認可地縁団体の現状

制度発足：平成3年

令和4年4月1日現在：149団体

(6) 認可申請の手続き

自治会が法人格を取得するためには、様々な手続きが必要になりますので、取得を検討している町自治会等は、下記担当まで事前に確認してください。

〔担当〕市民協働推進課コミュニティ推進グループ 電話 51-2482

(7) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体が所有する不動産については、登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、所有権の移転の登記などに支障を来していることがあります。この問題を解決するため、地方自治法に特例規定を設け、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、市町村長が一定の手続きを経て証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

(平成27年 地方自治法施行規則等の一部改正)

